

# 組合だより

第18号

## 目次

- 1 代表理事挨拶・森林経営計画制度について
- 2 加入・変更・証明書
- 3 都の森づくり事業
- 4 トピック・コラム・お知らせ

発行所 京都市森林組合 TEL075-722-3622  
〒603-8011京都市北区上賀茂二軒家町9番地



## ご挨拶

代表理事 田中俊夫

残暑きびしい今日、組合員の皆様におかれましては益々のご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は当組合の事業等に対しお力添えを賜り、誠にありがとうございます。

さて、地域の資源は人工林を中心に本格的

な利用が可能な段階に入り、林業は産出額や林業所得の減少に伴う経営意欲の低迷等、厳しい状況に置かれております。また、平成24年度には改正された「森林法」が施行され、林業の生産性向上に向けて施業の集約化等を進める「森林経営計画制度」等が始まりました。また「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」も始まり、木質バイオマスによる発電の取組が全国各地で広がっています。さらに、我が国の3分の1(3割)を占める国有林を管理経営する国有林野事業については、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、今後の森林・林業の再生に貢献する為、組織・事業の全てを一般会計に移行すること等を内容とする法改正が行われました。

これ等の状況の中で、当組合としては、間伐を中心に進めていく中で何としても経営計画を推進していかなければと考えています。

一方、今後の課題として「バイオマス」による発電の取組も検討して参ります。

最後になりますが、組合が地域(組合員)のニーズに応えるとともに、自立した組合を目指してまいる所存であります。

については今後共、ご指導等賜りますようお願い申し上げます。

## 森林経営計画制度について

平成23年の森林法改正により平成24年度から「森林経営計画」制度がスタートしました。京都市森林組合管内では現在、25団地3,452haの計画樹立をしましたが、管内の全森林面積約4万haの一部です。

現在、多く存在する放置林を出来るだけ少なくしていき、森林所有者が有利に林業経営を行えるようにしていく為に、以下の方法で森林経営計画の樹立を目指しています。

### 樹立地の選定

- 個人 意志が強く自ら樹立活動をする個人。
- 造林組合 地域の意見を集約し、樹立活動を推進する。
- 森林組合 利用間伐を希望している個所。

上記の意向を参考に森林組合で検討し樹立予定地を決定します。

### 現在計画中の地域

- 鞍馬 二ノ瀬地域(直谷・栗夜叉)
- 大原 古知平地域、草生地域
- 上賀茂 神山地域

※当該地域の山林所有者様は是非ご協力をお願いします。

問い合わせ先 企画戦略課 TEL075-722-3622



## 加入・変更・証明

### 組合への加入について

山をお持ちのご兄弟や、ご親戚で組合に加入されていない方がおられましたら、組合への加入をすすめていただければと思います。

#### 加入の流れ

加入申込書等必要書類の提出→理事会で承認（原則理事会前に理事と面接。）→出資金・加入金の払込→組合加入完了

#### 必要書類及び要件

- **加入の要件**…………… 京都市内（京北を除く）に 0.1 ヘクタール以上の山をお持ちの方（隣接する市町村に山をお持ちの方も要件により加入できます。）もしくは後継者
- **出資金**…………… 1 口 500 円 1 口から加入できます。20 口以上勸奨
- **加入金**…………… 出資口数と同じ口数 1 口 948 円（平成 25 年度の金額）
- **加入申込書**…………… 所定の用紙にご記入ください。
- **山林面積申告書**…………… 所定の用紙にご記入ください。
- **登記簿謄本や直近の**…………… 法人については定款またはこれに代わる書類、加入についての総会の議事録の**課税証明書のコピーを提出** 抄本等、加入意思を証する書面、代表者の氏名及び住所を記載した書面

### 変更届について

組合員の皆様への郵便物が組合へ戻ってくるが増えてきました。お引越し等で登録住所が変更になった場合、また名義人に相続が生じた場合や高齢等の理由で連絡先や名義を変えられる場合、変更届のご提出をお願いします。

また山を売買、贈与などで山の所有面積が増えたり減ったりした場合も組合へ変更届のご提出をお願いします。用紙は京都市森林組合のホームページからもダウンロードしていただけます。

### 証明書の発行について

組合では申出により山林現況証明や出資金証明を発行しております。相続や譲渡の際にご利用いただけます。（証明は願出方式になっております。）

#### 山林現況証明

**手数料** ……5,250 円 1 筆増えるごとに 105 円

**手 続** ……1.2 を提出後 1 ～ 2 週間かかります。

1 証明申請書

2 証明する山林の所有者が確認できる公的な書類のコピー（登記簿謄本など）

**証明内容** ……所在地・面積・樹種・林齢

（台帳に森林が記載されていない場合、現地調査が必要となります。調査費用が別途かかります。）

#### 出資金証明

**手数料** ……2,100 円

**手 続** ……下記の書類を提出後 1 ～ 2 週間かかります。

■証明申請書

**証明内容** ……出資口数・出資金額

ご不明な点がございましたら総務課までお電話ください。  
ご協力よろしく申し上げます。

電話 **075-722-3622**

FAX **075-722-3696**

# 都の森づくり事業



今年で6年目となった「都の森づくり事業（利用間伐）」は、実施させていただいた組合員様も増え、利用間伐という言葉に耳にされる方も増えてきていると思います。

そこで、今一度京都市森林組合の「都の森づくり事業（利用間伐）」を紹介させていただきます。

## 利用間伐に取り組む理由は??

利用間伐は、主伐（収穫）時期の先延ばし（長伐期）により、間伐の必要回数が増えた山を、森林所有者の間伐費用の負担を軽減させつつ、主伐の時まで山を適切に管理するためです。

## どんなことをするの??

切捨間伐では、間伐した木はその場で朽ちるのを待つだけで、森林所有者からすれば、自己負担がかかるだけのものでした。

しかし、この事業では、複数の所有者がいる山をまとめて、効率的に作業出来る状況を作ることで、一人では道を作ることができなかった山にも道が作れます。それにより作業効率の高い機械で作業することができるのです。そして、搬出された材は、その材に適した販売先に販売され森林所有者の収入（精算後）となります。

また、木は生長していますので、5～10年に一度間伐が必要となり、その度に間伐材の収入が得られます。



▲ 間伐作業中

## 道の重要性

京都市森林組合が利用間伐を行う上で欠かせないのが道です。道があると利用間伐以外にも、今後の主伐や保育時にもコストを押さえた作業ができる山に、簡単に行ける等のメリットがあります。林業では道がとても重要なのです。

しかし、道を開設すると他人の侵入・不法投棄等のデメリットもあります。そこで、京都市森林組合では簡易なゲートを設けて施錠し管理しています。



▲ ゲート設置完了

## 今後の予定

● 広河原（根尻木）→ 花背（別所）→ 鞍馬（二ノ瀬の奥）→ 大原

都の森づくり事業は、組合員様のご協力のもと進んでおります。何かございましたら、お気軽にご相談ください。

## ハチに注意

夏から秋にかけて野外での作業中ハチに刺される危険性が高くなります。注意しなければならないのは過去にハチに刺された人が再び刺された場合に起こるアレルギー反応です。中でも呼吸困難や血圧低下などの重篤な症状を伴うものをアナフィラキシーショックといい、特に注意が必要です。この場合症状が出てから心停止までの時間は15分程で速やかな治療が必要となります。

対策としてはハチに刺されにくい白色などの明るい色の服を着用し、なるべく肌を出さないこと。またハチ毒に対するアレルギーがある方は医師の診察のもとアナフィラキシーに対する\*緊急補助治療薬(エピペン)を処方してもらうことも可能です。もし、刺されてしまった場合は速やかに医師の診察を受けることが大切です。

\*緊急治療薬(エピペン)・・・2011年9月に保険適用となり、健康保険による一部負担で処方を受けることができるようになりました。  
(森林整備士 松永)

## 身近なお山とプレカット

プレカット加工(建築でつかう木材をあらかじめ工場で機械加工すること)は1980年代に登場し現在では在来軸組み工法のうち約90%のシェアを占めるようになったといわれています。従来は大工が作業場で手刻み加工していたものが、大工の不足や住宅様式の変化等を背景に急速に普及してきました。

また、プレカット加工の技術革新もめざましく当初できなかった加工ができるようになり、生産能力が向上し加工価格の低下にもつながりました。

このように普及がすすむプレカット加工による木材として集成材が寸法安定性の面から注目され、使用されるようになりました。

また、近年ではより強度のあるLVL(単板積層板)なども使用されるようになりました。

当組合の利用間伐事業で組合員の皆様のお山から出材した間伐材のなかには、集成材やLVLの原料として使用されているものもあります。

なかには、皆様の身近にありお手に触れるところで見つかわれているものがあるかもしれません。そんなふうにしていただくと、身近にお山を感じていただけるかもしれません。  
(企画戦略課 廣瀬)

## 危険木伐採

枯れた木が危険だ!

落ち葉で近隣とトラブルに!

木が大きくなりすぎて困っている!

などお困りの厄介事はございませんか?

森林組合ではこういった危険木の伐採作業も請け負っております。

お見積無料(組合員)万一の事態にも賠償保険を完備し施工作業致します。

労働安全衛生法の特別教育を終了し経験を積んだ技術者を派遣致します。

お気軽にご相談、お問い合わせ下さい。

問い合わせ先 森林整備課 **TEL075-722-3622**

施工前



施工後

